様式第1号（第3条関係）

|  |
| --- |
| 身分証明書  　所属  　職名  　氏名  　上記の者は、八頭町美しい町づくり条例第7条及び第8条に関するポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止及び回収容器の設置等関する指導、監視等の事務に従事する職員であることを証明する。  　　　　年　　月　　日  八頭町長　　　　　　　印    【八頭町美しい町づくり条例（平成20年八頭町条例第43号）抜粋】  （立入調査等）  第9条　町長は、条例第7条及び前条に規定するポイ捨て、飼い犬のふんの放置及び回収容器の設置等に関する指導、監視等の必要があると認めた時は、職員を当該土地、又は建物に立ち入らせ、必要な調査、指導をさせることができる。  2　前項の職務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  3　第1項の職員による調査を受けた者は、その調査に協力しなければならない。 |